

館林地区消防組合職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

館林地区消防組合
管理者 多田善宏

館林地区消防組合規則第4号

館林地区消防組合職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

館林地区消防組合職員の給与に関する条例施行規則（昭和45年館林地区消防組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第10条の2第1項」を「第10条第1項」に改める。

第4条第2項第2号中「以上」の次に「(満18歳に達する日後最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上)」を加える。

第8条の4第1項中「その期間内において在職した」を「、その期間内において勤務した」に改める。

第8条の6第1項中「在職した」を「勤務した」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。